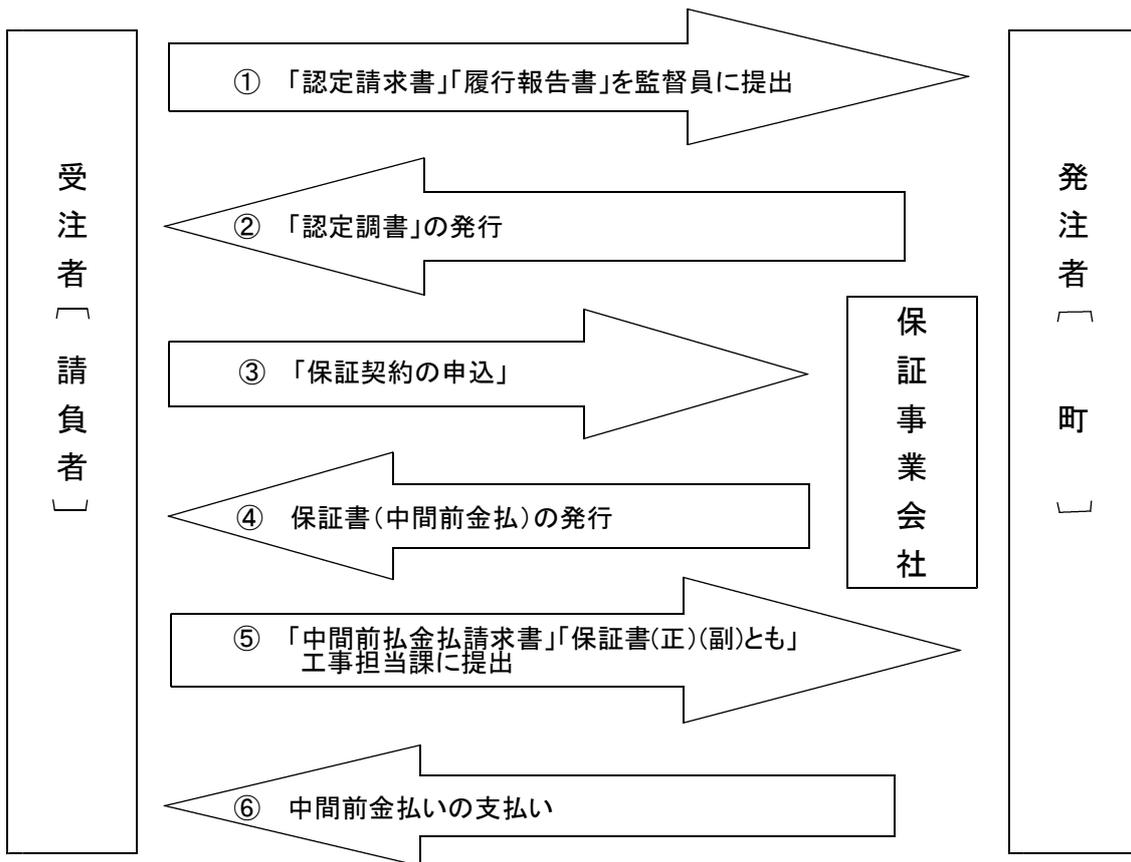


【 手続の流れ 】



- 1 中間前金払の認定を受けるにあたっては、「認定請求書」及び「履行報告書」を提出します。提出先は工事担当課
- 2 認定の条件
 - ①前金払を受けていること。
 - ②建設工事等において、予定工期が90日以上であること。
 - ③工期の2分の1を経過していること。
 - ④工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
 - ⑤既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負金額の2分の1の額に相当するものであること。
- 3 認定請求を確認した結果、受注者に対して「認定調書」を発行します。
- 4 「認定調書」を添えて保証事業会社に中間前金払の保証契約を申し込みます。
- 5 保証事業会社から中間前金払の保証証書が発行されます。
- 6 中間前金払の請求書に中間前金払の保証証書及びその写し1通を添えて、町長に提出します。
- 7 受注者に対して中間前金払の支払いを行います。(振り込み口座は前金払と同じ口座)